

平成31年度 苫小牧市図書館協議会第1回臨時会議

平成31年4月23日（火）午後2時30分

苫小牧市立中央図書館 2階講堂

【議事】

- 議長 それでは、議事を進めていきたいと思います。  
図書館長より説明をお願いいたします。

(資料に基づいて説明)

- 議長 ありがとうございます。  
今、説明がありました運営計画についてご意見、ご質問をいただきたいと思  
います。
- 委員 5ページ目の蔵書冊数の関係ですが、下のほうを見ると2017年が蔵書が5  
2万6,000冊、目標が2023年で54万7,000冊。スペース的には  
あるんですか。
- 館長 利用の幅をふやすというところも大変重要なところだとは思っておりますので、  
閉架などを整理しながらというふうに考えております。
- 委員 1-4の図書館という空間の魅力の向上のところの文章、すごくいいなという  
ふうに読みましたので、こういう形でやっていただけるとすごくいいなと思  
います。
- 委員 今のところと同じところなんです、1-4のところのそれぞれの環境整備、  
乳幼児や障害者とか、具体的にどんなところで、どんな感じのことを考えてい  
ますというのがあるんですか。
- 館長 例えば乳幼児・保護者のための環境整備というところについては、名称はまだ  
決めてないんですが、赤ちゃんタイム、子育てタイムというような、利用者の  
保護者さんたちが来やすいような時間を設けたいというふうに思っています。  
そのときには、できれば、多少お子さんが騒いでも大丈夫な時間帯を設定して、  
ご理解いただくというところで考えております。  
2月のサービスアンケートで、その事業を見据える上で、意見聴取、アンケー  
トをとりましたが、おおむね好評の、いろんなご意見はあるんですけども、  
お子さんが来て、多少騒ぐのはしょうがないというご意見もあったり、あとは、  
やはり図書館は静かな場所であるというご意見があたりしますので、そうい  
ったところのご意見を考えながら時間の設定ができればと考えております。
- 委員 すごくいいと思います。前にも言ったような気がするんですが、子供を連れて

というのは負い目というか、図書館は静かにしなきゃいけないというのがあるんで、そういうのがあると行きやすいかなというのは前から思っていたので、いいと思って聞いていました。

- 委員 その下の障がい者、高齢者の部分についてのご説明をお願いできますか。
- 館長 障がいをお持ちの方のご利用については、まだまだ周知が足りないというところと、利用者の方が実際にどういうニーズがあるかまだ把握がなかなか難しいというところがありますので、そういったところを伺った上で、お話をしながら進めていきたいなというふうに考えております。
- また高齢者の方については、具体的などころというのはこれからになるんですけども、実際に今、どういったところが使いやすい、使いにくいとか、そういったところも伺いながらできればいいかなというふうに考えております。
- 議長 1点確認したいんですけども、運営方針の中で、計画的な蔵書整備というバランス重視の計画的な蔵書整備という言葉があって、どういうふうに蔵書を整備するのかと思っておりましたら、この計画で、苫小牧市資料収集基準をもとに、バランスのとれた資料収集を図るというふうに書いてあるんです。苫小牧市資料収集基準というのは蔵書整備の計画というか、もともになるものなのかなと思って見ていたんですけども、それはそういうことなんでしょうか。
- 館長 そのとおりです。
- 議長 これは、市町によって作成するもの。
- 館長 私どもで作成したのではなく、もともとあるものです。
- 議長 これに基づいて資料を整備していくということですね。それで今回、選書選定委員会を設置というのがあったんですけども、これは新しいものですか。どういう人々というかメンバーでされるのかなと。
- 館長 館長が任命したところのスタッフで、責任者はもちろん入るんですけども、館長の任命した責任者、スタッフが、児童担当、一般担当といろいろいるんですけども、自分の担当以外の部署の資料を見て、お互いいろんな視点で縦断的にそろえていこうというふうに考えた選定委員会なんです。
- 議長 館内で人選するということですね。
- 館長 そうです。
- 委員 ブックちゃんのことなんですけれど、学校からこういう資料をお願いしますと頼まれると思うんですが、同じ学年の場合、資料って重なると思うんです。それに対応できるだけの、例えば植物なら植物、全部学校に対応できるだけの資料があるのかなと。
- 館長 ブックちゃんだとテーマ別のセット貸し出しなんですけども、例えば、それが貸出中だったとしても、図書館の棚に別に資料があるので、要望によっては棚から引っ張ってきて団体貸し出しをするという対応でやっております。全校

同時に1つの単元に対して、同時に来るというのはよくあることなんですけども、正直、それに全部対応できるかといったら、冊数としては、やっぱり難しいという状況でございます。

ただし、やはりいろいろな学校の方に、子供さんに使っていただきたいというところがあるので、2017年度に運用をちょっと変えて、例えば貸出期間を決まった日にちじゃなくて使う日にちだけ貸出期間にして、ちょっと短くして、ほかのところにも貸し出しできるようにとか、そういったところで工夫を図っておりました。

- 委員 団体貸し出しはブックちゃんの貸出件数には入っていない？
- 館長 そうですね。
- 委員 わかりました。
- 委員 同じくブックちゃんに関する質問なんですけれども、基本的に指定管理については賛成というスタンスなんですけど、あえて厳しい質問になるんですが、指定管理になるときに、例えば学校との関係が弱くなってしまいうんじゃないかという危惧があったと思うんです。これが、まさにブックちゃん貸出件数とかというのも学校図書館支援事業がどれだけ実施されているかを示す指標になっているんですが、たしか、この前の計画、5年間の計画だと2012年でブックちゃん貸出件数が、たしか150件で、目標が2018年で250件だったはずなんです。それが現状で142件、それを今度180件にしますというのは、5年さかのぼったときの、そもそもの計画にも満たない件数になるわけなんですけど、それはどう考えればいいんですか。これが指標だというのであれば、それをどう理解すればいいのかなと。
- 館長 実際ブックちゃんの5年間やって内容を改変しながら、中学校の生徒にも使っていただくということで進めてきたんですけども、正直、この250件ということの達成ができなかったというところがあります。
- 部長 前の計画のときは、ブックちゃんが5年前250件というところで、この目標については全く達成ができなかった。事実なんです。今回、もう一度、ブックちゃんに関しては目標値を定め直したということが正直なところなんです。ですので、もう一度、現状値に合わせた形で5年後の目標値を設定したということになりますので、5年後の250件目標達成できていれば、さらに、そこから300、350という数字があったと思うんですけども。現実的には、2017年が142件という数字になっていますので、それを5年後、300、350という数字になると非現実的な数字になってしまうものですから、その数字については、もう一度見直しをしてというのが正直なところなんです。
- 委員 なるほど。そうしたら、そもそも5年間で250件まで持っていきたかった計画が、残念ながらほぼ変わらなかったということで、取り組み自体がよくなか

ったと思うんです。

そうすると、そもそもの目標だった250件になるための取り組みをもう一度考えるべきというふうに思うんですが、そうじゃなくて目標を下げるというのが、しっかりこなくて。

○課長 確かに指定管理者を導入して、数字的な利用状況、利用人数だとか冊数だとか、結構増えた部分が多かったんですけども、このブックちゃんの取り組みが、数字的に落ちた部分であるんです。そこが、学校図書館との絡みだとか、学校との連携といったところでうまくいかなかった部分なのかもしれませんけれども。今、学校側も学校の図書館をどう充実していったらいいのかというところをいろいろ考えておりますので、学校司書の配置だとかということもやっております。

だから、学校側がやはり中央図書館の本を求めているというところも、うまくかみ合っていなかった部分もありますので、目標を下げるといったところよりは、現状を把握しながら、ただ、今の現状のままでいいわけではありませんで、学校の子供たちが求めている本だとかといったところを用意しながら、その連携も図りながら件数をふやしていきたいという考え方であります。先ほど部長がお答えしたように、数字的な見直しをさせてもらいましたけれども、だからって取り組みをやめるのではなくて、今学校側、小学校、中学校で図書館、中央図書館に何が求められているのかということも一緒に探りながら、まだ検証していきたいという状況ではあります。

○委員 わかりました。数字にはそんなにこだわらないんですけど、今おっしゃられたところだと思うんです。結局、学校との関係をいかにしっかりやっていくのかというところを取り組んでいただければ、別に、これについては、そこまで数値目標の話をしたいいわけではなくて、ただ学校との関係について、今のままだと若干、まだ不足なのかなということをおぼろげに思っているのかなというふうに思うものですから、ここは強くもっと進めるべきだというふうに感じます。

○議長 ブックちゃんを使っている側としては、新しい教科用の新しいセットをたくさん増やしていけると使い勝手がよくなるのははっきり言えるんですけども、毎年10セットも20セットもつくれませんので、新しいセットを毎年つくっていただいているんですけども、そういうところが充実してくると利用も増えるんじゃないかと思えます。

それから、現在中学校での利用がほぼない状態なんです。つくっているんですけども。そういうところは、まだ、これから未開拓の分野であるので、中学校のてこ入れというところが、これからの課題だと思いますので、そういうところでふえていくことを私も願っているところです。

学校図書館支援事業とか、それから、私の学校図書館部会との連携等について、

明文化して下さったことにありがたいなと思っております。これまで同様、これまで以上に連携して、子供たちの読書についても一緒に進めていきたいなというふうに思っています。読解力を高めることが肝要ですということをズバツと書いてあるのを見るのは初めてなんです。読解力とか書いてあるだけでも、読解力を高めることが肝要なんだというところの問題意識も、私たちも持っていますので、同じ考えで進めていきたいなと思っておりました。

確認したいことがあったんですけども、ブックちゃんの、さっきの指標の上の児童貸出冊数ですが、子どもの読書活動の4期計画にも、同じように児童図書貸出数というのがあって、平成29年度に34万9,000と書いてあったんです、これは7万7,000だから、あの数字とこの数字は何が違うのかなと、疑問に思ったんですが、何か数え方が違うんですか。

○主幹 運営計画は、中央図書館において18歳までの子どもが借りた本の冊数となっています。子どもの読書活動推進計画は、25年度32万冊で、29年度に35万冊という数字が入っているんですけども、こちらは、全市的に、児童書が貸し出された数となります。中央図書館だけということではなくて、全体としての取り組みでやっているの、図書コーナーの本の貸し出しもあるといった形になっています。

○委員 成果指標のところですが、司書派遣事業の件数、2023年度15件となっているのは、これは人を増やしていくという見込み数ですか。

○館長 行き先の回数といたら変ですけども、行く数をふやしていると。

○委員 今、たしか週2回とか。

○館長 学校図書館の司書さんじゃなくて、中央図書館のスタッフが各学校にというところですか。

○委員 わかりました。

○委員 今のところで司書の派遣事業件数というのは、学校の数ですか、それとも何回行ったか。

○館長 何回行ったかです。

○委員 学校を回ってきたら1回。

○館長 例えば内容としては、百科事典の使い方の授業をしてほしいとか、そういう要望があったりすると中央図書館のスタッフが行って、先生方とお話をしながら、じゃあこういうふうに授業を進めましょうとあって、授業に行くとか、学校司書さんに修理について教えてほしいとか、例えば学校図書館の中の整理をしたいただけけれども、相談に乗ってほしいとか、そういったところで行くというところの件数になります。

○委員 1回出ていったら1校行くんですね。

○館長 そうですね。綿密に話をして、いろいろ内容をこういうふうにしませうとか、

実際、その場において話し合いとか授業をやるとかになるので、例えば、毎週何曜日に出て行って、1周回るとか、そういうのはまた全然違う、別の話になります。

○委員 学校司書さんとの情報交換は、どんな形でやられてるんですか。学校司書さんと図書館の司書さんが情報交換とかするんじゃないかと思うんですけど、そういうのが、そもそも求められているような気がするんですけど、それはどういうふうにやられているのかな。

○館長 学校司書さん、もともと学校教育課さんなので、研修のときには呼んでいただいたりとか、図書館部会の先生方のほうで学校司書さん集めるときに一緒に参加させていただいたりとか、学校ボランティアさんの修理研修とかもやっているの、そのときにお話をしたりとか、図書館に直接団体貸し出しとかでいらっしやることもあるので、そのときに要望を伺ったりとか、そういったところですよ。

○議長 今の学校司書との情報交換というところは、非常に私も大事だなと思っていて、図書館司書さんの専門性を学校司書さんにも還元していくというところで、たくさんできたらいいなというふうに思っているんですけども、実情、今館長のおっしゃった回数ぐらいが精いっぱい、もっと回数をとれればいいなというふうに思ってるんですけども、今回いろいろな計画で学校司書の研修という言葉も出ていますので、学校教育、生涯学習のほうでも、そういう学校司書の研修の一環として、図書館司書との、そういう研修のやりとりが増えてくることをいろいろな場面で期待しておりました。

あわせて、中央図書館の職員の資質向上というのも非常に重要で、それについての中身は、この運営計画の4番の2番にしかないと思うんです。こういう接遇、専門性からいろいろ研修というのはどんどん行って行って、そういう司書としての力量というのがどんどん高まっていけばいいなというふうに願っているんですけども、どう評価していくのかと、私もわからないなと思っていたんですけども、成果指標の中にはそういうのは入ってこないと思うんですけども、職員の資質向上をどのように検証するかというようなところで、何かお考えになっているところがあったらお聞きしたなと思ったんです。

○館長 毎年行っているアンケート結果のところ、例えば接遇はいかがでしたかとか、そういった項目がありますので、今接遇と申しあげましたけれども、そういったところにあらわれてくるかなと思っております。

○議長 アンケートの、利用者満足度というところなんでしょうね、総合的には。

○委員 それは教育だとか、どの程度できるようになったかというのを、例えばこの人は接遇は4段階とか5段階でいくと、これくらいまでできるようになったとか、この人は専門性の部分で、この部分についてはこのくらいまでできるようにな

ったとか、そういう何か評価の仕方と違ってあるんですか。

○館長 具体的に今おっしゃったような形というのではないんですけども、毎年、弊社のほうでは評価をして、いただいた自己評価だとか評価をして、対応するという形ではして、お互いがこういうところはよくないとか、こういうところは、もうちょっと考えたほうがいいねというところのフィードバックのようなところは、毎年話しています。

○委員 利用者満足度のところも非常に高くずっと推移しているので、スタッフの教育をしっかりとやられているんだらうなというふうに思うんですけど、何だろう、それがわかるようにするといいなというふうに思います。

館だけじゃなくて、例えばそれを管理している市役所さんのほうが、今教育がどこまでやっているのかとか、どの程度のレベルまでみんなが達しているのかとか、わかるようにしておくとかすごくいいかなというふうに思います。

○議長 それでは、2019年度の単年度実施計画についても説明がありましたけれども、これはどの項目を2019年には何をするかということを書いてありますので、書いてあることについては、その前の計画のところにもずっとあったものだと思います。16、17ページには、単年度の成果指標を挙げられておりました。2019年度に限って、何かございますでしょうか。

○委員 運営計画4-1のところ、館内照明のLED化をやるんですか、これ。

○館長 そうですね。

○委員 下は全部やるんですか。

○館長 全部ではなくて一部になりますけれども、図書館部分はというところで、サンガーデンさんは、また別になるので。

○委員 図書館の中をやる。

○館長 そうですね、利用者さんのいらっしゃる場所というのは。

○委員 いいですね、明るくなるということですか。

○館長 照明は支障がないように取り組みますので、実際につけてみて、どういう印象になるか。

○委員 同じ場所につければ明るくなりますよね。何か明るくなっていいなと思って、2019年1年間で、もう全部やっちゃうということですか。

○館長 予定としては。

○議長 それでは、初めから全体をとして聞き漏らしとかがありましたら、含めてお願いします。大体よろしいでしょうか。

続きまして、議事の2つ目、警察からの捜索協力依頼に対する対応に移ります。これについては生涯学習課より説明をお願いいたします。

(資料に基づいて説明)

- 議長 はい、ありがとうございます。  
今の説明を踏まえて、図書館協議会の中の意見をお聞きしたいということなんですけども、まずご質問、確認したいこととあって、いかがでしょうか。
- 委員 4番目の留意事項(1)のところが、もうちょっとわかるように説明してください。これ多分みんな、ごまかされているような気がして、よくわかりません。
- 主幹 4の(1)の保護条例第9条第1項第1号から4号に基づく情報提供という部分なんですけれども、こちら、個人情報保護条例の中では、こういう場合には情報提供してもいいというものが決められているのがあります。今回、警察の関係については、第5号のところに基ついで捜査協力依頼しているんですが、1号から4号に書かれている内容としましては、本人の同意があるときについては情報提供してもいいよと、あとは法令に基づく場合、あとは個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときですか、そういうのは別の定めがありまして、そういうものについては、警察の対応とは別に対応するというお話です。
- 委員 それが1号から4号に書いてあるということでもいいんですね。
- 議長 今回の警察からの照会というのは、第1項第5号にあるんですね。
- 主幹 第5号になっています。
- 委員 前回欠席していたので、2番のそもそも論なんですけれども、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査協力依頼というのは、具体的にどのような例なのか、教えていただきたいんですけれども。
- 主幹 刑事訴訟法に基づく捜査協力依頼というのは、要は捜査協力をする事ができるという、できる規定になっているものなんです。なので、捜査協力してもいいし、捜査協力をしなくてもいいという表現になっている部分なんですけれども、これに基づくものと、一般的には令状というような強制権をもった協力申し出という部分があるんですけれども、その任意協力の部分について。
- 委員 任意協力の部分ですか、令状を伴わない場合ですか。
- 主幹 そうです。ですから、例えば図書館の利用されている方の住所、氏名、どんな本を借りているのかとか、そういった捜査協力依頼が刑事訴訟法で来た場合、対応をどうするかといった話。
- 委員 わかりました。
- 委員 今回あったのは警察のほうから教育委員会じゃなくって、図書館のほうに、直接依頼があったからこうなったんですって。
- 主幹 まず警察のほうから教育委員会のほうにお話をいただきまして、教育委員会の中で対応について検討した上での図書館のほうへ協力をという形になるので。

- 委員 わかりました。
- 委員 刑事訴訟法ということは、例えば刑事ですから何か犯罪とかにかかわる事柄ということなんですか。例えば誰かが行方不明になったとか、そういうのは含まれないんですか。行方不明になって捜査協力。
- 主幹 いろいろなケースがあると思います。今、おっしゃられたようなケースもあるかもしれませんし、犯罪捜査線上にある方の、例えば、図書館を利用したアリバイにするとか、そういったときに使われる可能性もあると思うんです。ですので、あくまでも、図書館を利用した方が犯罪にかかわっているかどうかというケースと、今お話があった捜索願いだとかといったケースというのもあるかどうかと思います。
- 委員 例えば誰かが行方不明になったときに、その時間、行方不明になった近い時間で図書館を利用していたかどうかということを確認したいというふうに来たときに、防犯カメラを見せてくれというケースも多分あると思うんです。その際に、この後ろのほうを見させていただけますと、留意事項の中に防犯カメラの映像はデータの提供は行わないと書かれている。その利用した方が貸し出しとかしていれば別なんですけれども、そうでないと、それ以外の記憶、何も防犯カメラ以外にないと思うんです。そのような場合は、図書館としては何も協力できないということになるのでしょうか。
- 主幹 これは任意捜査の刑事訴訟法上の問題ですので、任意捜査ですら防犯カメラの情報を提供してしまうと、不特定多数の方が映っている可能性があるので、その任意協力については協力しないけども、憲法に基づく捜査令状があった場合については出さざるを得ませんので、そのときに初めて防犯カメラの映像については提出するという形になります。
- ですので、防犯カメラの提供依頼が来た場合は、令状を持ってきてくださいという形になります。
- 委員 どういうケースで令状が出されるのかというところまでわからないんですけれども。例えば、刑事事件とかに絡むんであれば、どうしても必要だということであれば、多分、令状というのは絶対出るものだと思うんですけども、誰かが例えば失踪したとか、そういう中で、防犯カメラを見たいという場合というのは、警察側としては令状が出される、発行という言葉が適切なかどうかかわからないですけど、そういうことというのはあるのでしょうか。
- つまり防犯カメラを見れば、明らかに、それは来ているか来ていないかというのがわかる状況であれば、事例によっては必要なんじゃないのかなという気も。
- 部長 そうですね。まず、令状はあくまでも、警察のほうで裁判所のほうに書類を提出して、裁判所が認められた時点で、初めて捜査令状という形になりますので、行方不明者の関係で、捜査令状の提出などが必要だと、裁判所がそれを認めれ

ば令状というのは発行されると思いますので、あとは、裁判所の判断になるかなと思います。

○議長 今回、前回私たちの話の中で、提供できるものはこれだというふうにはっきりさせていけば、協力できる部分があるのではないかという、そういう意見が多かったことを踏まえて、検討して、こういうお考えを示していただいたんですけども、どうですか、この対応についての意見というかご感想など。

○委員 自分は、前回の話に基づいて事務局がつくられた、この案に賛成です。先日話された内容をしっかり考えられて、しかも基本的には、この情報のみ出すというふうなことまで言われておりますので、不明確な部分がなくなりましたので、私はこれでいいというふうに思います。

○議長 そうですね。どうですか、委員、ご意見を。

○委員 いや、この件に関してはないです。よいと思います。

○委員 私もそう思います。前回、皆さんでいろいろお話しした結果、よく入っています。3番のところは情報提供に応じないものときちっと書いてあるので、それが大事なことだと思っていますので、よいと思います。

○委員 同じです。

○委員 そうですね、先ほど委員が(1)の内容がよく聞いてくれたのでわかったので、納得できる内容になったと思います。

○委員 私は、疑問点、質問させていただきまして、わかりましたので。

○議長 私も、前回の不明な部分を踏まえながら、これだけというふうに限定することで、きょういらっしゃっていませんけども、委員が情報提供を全くしないよと言ったほうが利用者は安心するんじゃないのかというふうにおっしゃっていたんだけど、これだけと明らかにすれば、この内容って、個人的な思想信条とかは全然入っていませんし、これだけということであれば、利用者の方は安心できる範囲になるのかなというふうに、私も思いながら見ておりました。いろんなケースがあるんでしょうが、これを基本に対応していくことで、不安が取り除かれるのかなというふうに思いました。

大体、皆さんの、こんな感じでいいんじゃないかというところで一致したんじゃないかなと思うんですけども、何か市教委のほうからありますか。

○主幹 特にございませぬ。

○議長 ということで、きょうの議事はこれで終了でございます。皆さんご協力を大変ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(閉会 午後3時50分)

<出席者>

○委員

松井操人会長

深澤治稔副会

三上剛委員

一谷誠子委員

地白佳代子委員

橋本久美子委員

原口裕子委員

○事務局

教育部 部長

同 次長

生涯学習課 課長

同 主幹

同 専任主事

中央図書館 館長

同 副館長

<欠席者>

伊藤 博之 委員

鈴木 一恵 委員

辻 直人 委員